

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月27日
【会社名】	株式会社ベリサーブ
【英訳名】	VeriServe Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新堀 義之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03(5909)5700
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 清水 昌彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03(5909)5700
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 清水 昌彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるSCSK株式会社（以下「SCSK」といいます。）から、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、2019年3月27日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．本売渡請求の通知に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2019年3月27日

(2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号 SCSK株式会社

本店の所在地 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 最高執行責任者 谷原 徹

(3) 当該通知の内容

SCSKは、会社法第179条第1項に定める当社の特別支配株主として、当社の株主の全員（ただし、当社及びSCSKを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をSCSKに売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、2019年3月27日付でSCSKから以下の内容の通知を受領いたしました。

特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。

本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号）

SCSKは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき6,700円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2019年4月23日

本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
SCSKは、本売渡対価を、SCSKが保有する当座預金により支払うことを予定しております。

その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてSCSKが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

2．本売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2019年3月27日

(2) 当該決定がされた年月日
2019年3月27日

(3) 当該決定の内容

ＳＣＳＫからの通知のとおり、同社による本売渡請求を承認いたします。

(4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。当社が2019年1月31日付で公表いたしました「支配株主であるＳＣＳＫ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの背景」に記載のとおり、ＳＣＳＫによれば、ＳＣＳＫは、近年の急速なＩＴ技術の進展、顧客ニーズの多様化・高度化が起きている現在の事業環境下において、ＳＣＳＫの基本戦略を推進し、新規ビジネスと既存ビジネスの両輪にて事業を展開、足元の堅調なＩＴ投資需要を確実に取り込み収益成長を実現するためには、基本戦略を中心とする事業収益力の拡大施策はもとより、さらなる業務品質の追求や生産性の向上その他の収益力強化に向けての各種取り組み、経営基盤・収益基盤のさらなる拡充が必要であり、当社を含むＳＣＳＫグループ全体での事業構造の転換等、事業環境変化への機動的な対応が不可欠となると考えているとのことです。

また、当社においても、ソフトウェアの活用領域が広がると共にソフトウェア自体の複雑化が予想され、検証ニーズが拡大していく中で、ＡＩ（人工知能）やテスト自動化に代表されるように、ＩＴの先端技術を活用したシステム化、ツール化が不可欠であり、独自のサービスやツール開発に向けたシステム化投資を拡大する必要があります。また、当社は、同時に事業拡大に応じた優良な技術者の確保にも注力する必要があると考えております。

ＳＣＳＫによれば、上記を踏まえ、ＳＣＳＫは当社グループを含むＳＣＳＫグループ全体での事業変化への対応のためには、ＳＣＳＫグループ及び当社グループが有する知的財産／ＩＴ資産及び人的資産を中心とする経営資源のグループ間における最適化及び一元管理により、双方が必要な経営資源を機動的に相互活用できる体制を整え、時代の変化を先取りする中長期的な視点からの経営が必要であると認識しているとのことです。また、当社はＳＣＳＫの連結子会社ではありますが、上場会社であり、独立性の観点から前述のＳＣＳＫグループ間における顧客基盤、事業基盤、財務基盤等の経営資源の相互活用に制限がかかってしまうと考えているとのことです。また、ＳＣＳＫグループとしては、上記に記載の通り、2020年3月期を最終年度とする中期経営計画において、サービス提供型ビジネスへのシフトを含む基本戦略の推進を梃子に、新規ビジネスと既存ビジネスの両輪にて事業を展開し、企業価値の向上を図っておりますが、事業環境変化に対応し、持続的な収益成長を実現するためには、さらなる業務品質の追求や生産性の向上その他の収益力強化に向けての各種取り組み、経営基盤・収益基盤のさらなる拡充が必要であり、当社を含むＳＣＳＫグループ全体での事業構造の転換等の機動的な対応が不可欠と考えており、中長期的な視点からの経営戦略が、当社の既存少数株主の皆様と一致しないことも想定しうるため、当社をＳＣＳＫの完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）を通じた当社の非公開化がＳＣＳＫグループにとって必要になると考えているとのことです。すなわち、当社を含むＳＣＳＫグループ全体の中長期視点での競争力強化、機動的な経営施策の実行のためには、ＳＣＳＫグループ全体の一体運営が必要とされることから、当社の上場を維持したまま上記の施策を迅速に実施することは困難であると考えているに至ったとのことです。

そこで、ＳＣＳＫは、ＳＣＳＫグループと当社グループが相互の顧客基盤、事業基盤、財務基盤等の経営資源を積極的に利用し、当社を含むＳＣＳＫグループ全体のＩＴサービス市場での競争優位性の強化、及びＳＣＳＫグループが直面する事業環境変化に迅速に対応しながらの持続的な成長のため、2018年8月下旬から当社の完全子会社化の検討を開始したとのことです。そして、ＳＣＳＫと当社の少数株主との間の利益相反の問題を解決しつつ、ＳＣＳＫグループにおける経営資源の最適配分及び一元管理を実現し、両社の企業価値を最大化するためには、当社を非上場化し、ＳＣＳＫの完全子会社とすることが最適であるとの結論に至ったとのことです。

また、ＳＣＳＫは、本取引実施のタイミングについては、現在の中期経営計画の最終年度である2020年3月期まで残り約1年となり、現在策定中である2021年3月期以降の次期中期経営計画における経営戦略を即時に実行できる事業体制構築のためにも、本取引を現時点で実施することが最適であると考えているとのことです。

かかる検討を踏まえ、ＳＣＳＫは、2018年9月中旬に、ＳＣＳＫ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、外部のリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任し、本取引に関する初期的な検討・協議を開始し、2018年9月下旬に、当社に対して、本取引の検討・協議を開始したい旨の申し入れを行ったとのことです。その後、ＳＣＳＫは2018年11月下旬から2018年12月下旬にかけて、当社に関するデュー・ディリジェンスを実施したとのことです。その上で、ＳＣＳＫは、2019年1月10日に、当社に対して本公開買付価格を1株当たり5,600円とする旨の提案を行いました。

他方、当社は、2018年9月下旬のＳＣＳＫからの申し入れを契機として、ＳＣＳＫ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、外部のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため独立した第

三者の委員で構成される特別委員会（当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を2018年12月3日に設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。その上で、SCSK及び当社は、両社の企業価値を一層向上させることを目的として、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

そして、SCSKは、SCSKが当社を完全子会社化することは、親子上場に伴う親会社と少数株主の将来的な利益相反の可能性の回避、顧客基盤、事業基盤、財務基盤等の経営資源の制限のない相互活用、並びに当社グループ及びSCSKグループ経営戦略における意思決定の柔軟化・迅速化の向上に資するものであり、当社グループを含むSCSKグループ全体の企業価値向上のために極めて有益であるとの結論に至りました。

その後、SCSKは、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、2019年1月23日に、当社に対して本公開買付価格を1株当たり6,600円とする旨の最終提案を実施した後、当社との協議の結果、本公開買付価格を1株当たり6,700円とすることで合意に至りました。そこで、SCSKは、2019年1月31日開催の取締役会において本公開買付けの開始を決議したとのことです。

本取引の諸条件のうち本公開買付価格について、当社は、2018年12月中旬以降、SCSKとの交渉を開始し、特別委員会における審議や、大和証券からの助言を踏まえ、SCSKとの間で複数回に亘り協議・交渉を行い、1株当たり6,700円とすることで合意に至りました。

また、当社は、2019年1月30日付で大和証券より当社普通株式に係る株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得し、また、特別委員会から2019年1月30日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

その上で、当社取締役会は、牛島総合法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である大和証券から取得した当社算定書の内容を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

当社グループを取り巻く事業環境は、ますますデジタル化、ソフトウェア化が進み、各ハードウェアメーカー、ソフトウェアベンダーにおける開発競争の激化や、ソフトウェア自体の高度化・複雑化による業務量の増加、技術者不足の高まりにより検証業務は引き続き良好に拡大するものと想定しております。

しかしながら今後更なる技術の進化による本格的なAI、IoTの活用といったDX（注2）時代の到来とともにサービス形態、収益モデル等が従来とは全く異なる形へと変化するものと考えております。

当社が提供する検証サービスの対象となるソフトウェアが搭載された製品は、次世代の通信技術により製品自体の機能に加え、高度な情報端末としての機能を備えるようになって考えられます。現在当社のサービス提供先として主力としている自動車も、MaaS（注3）へと発展する中で、自動車そのものの性能に加え、そこから得られる情報をもとにしたサービス提供媒体へと発展するものと考えております。

このような変化に対し、国内の製造業も製品の開発・提供から利用、サービス提供へと発展し、当社の主力事業であるシステム検証サービスも製品組込ソフトウェアの自体の検証からビッグデータ解析、深層学習といった、より高度なIT技術との連携が必要になってくると想定しております。

これらの対応には今後より一層のサービスの高度化、効率化や優秀な人材の獲得が必要になるものと考え、さらには世の中の変化に追従し対応するという姿勢ではなく、自ら変化を起こしていく事が求められてくるという強い危機感を持っております。

本取引を実施し、SCSKの有する経営資源のより一層の活用を通じて、SCSKが提案する施策を実施していくことは、以下のような効果が期待でき、中長期的に当社が中核事業である検証サービス事業により一層経営資源の集中を図ることが可能となり、当社の企業価値のより一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。

（注2）DX（Digital Transformation）とは、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。

（注3）MaaS（マース/Mobility as a Service）とは、いろいろな種類の交通サービスを、需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合すること。

（ ）当社既存事業の拡大・強化

(a) SCSKの資本活用による事業展開スピードの向上

SCSKの資本基盤の活用により、当社が検証サービスを提供するビジネスフィールドを短時間で拡大することが出来ると考えております。

当社は主に製品組込ソフトウェアの検証を中心にサービス提供しておりますが、今後は通信技術の進化により、それらの製品から得られる情報を活用したサービス市場の拡大が見込まれ、エンタープライズソフトウェアの検証への展開が急務であると考えております。

SCSKの資本基盤を活用することにより、M&A等を通じて当社がエンタープライズ分野へ展開するスピードを当社が単独で行う以上に上げると共に、規模においても同様に、大規模な拡大を図ることが可能となります。

さらには技術面においても、画像認識、深層学習技術など、テスト自動化に必要な最新技術の獲得スピードも上げることが可能となり、当社ビジネスの拡大に寄与するものと考えております。

(b) SCSKの技術力、リソースの投入による検証サービスの成長加速

当社の最注力領域である自動車分野は、自動運転、電動化等、技術や顧客戦略の百年に一度の変革期にあると言われており、車載機器のソフトウェア検証サービスは急成長が見込まれております。

一方、SCSKは車載システム事業において「AUTOSARに基づくモデルベース開発にいち早く取り組み、BSW製品を開発するなど、先進開発に注力しており、本取引を実施することにより当社への技術者の派遣など、一層の技術の相互利用やノウハウの共有が可能となり、これまで以上に当社事業の成長が見込まれると考えております。

またSCSKはAI、IoT分野にも積極的に取り組んでいることから、SCSKが当社の必要とする技術、リソースを投入することは、当社のAI時代の検証サービスの確立にも寄与するものと考えております。

(c) SCSKの顧客基盤活用による収益獲得機会の増大

当社の取り組む自動車分野は最もグローバル化が進んでいる事業領域であることから、現在は国内での製品開発が中心の自動車メーカーにおいても自動運転、EV開発を中心に米国、中国、インドなど技術、サービス展開で先行する海外での開発、実証実験が活発になるものと考えられ、SCSK及びその親会社である住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）の海外ネットワーク活用は、当社の海外事業展開の基盤になるものと考えております。

また当社が今後の新たな成長分野の一つとして捉えているエンタープライズソフトウェアの検証サービスにおいては、保険、銀行など金融機関を始めとするSCSKの顧客基盤を活用することにより当社の当該領域における競争優位な基盤を確立し、事業拡大のスピードを上げることが出来るものと考えております。

() 事業改革に向けた経営戦略における意思決定の柔軟化・迅速化

当社の提供する検証サービスは、技術者の経験やノウハウに依存する部分が多く、顧客に寄り添った形でのサービス提供形態であるが故に、ややもすると技術者も派遣業的な意識になりがちです。

顧客がテストを社外へ発注する意義を見出し、激変する社会環境に順応しながらITを知り、デジタル化し、DXの活用により検証サービス業務の改革、ビジネス改革を進めていかなければならないと認識しています。自らがITを駆使して組織・製品・サービスを改革していかなければ、いずれ今までは全く異なる革新的なサービスを提供する事業者の出現によって既存のプレーヤーが駆逐されてしまうものと想定されます。

当社はこれまで検証サービスの高度化や効率化を目指し、テスト管理、テスト設計支援ツールを独自に開発するとともに、経験豊富なエンジニアのノウハウをデータベース化することにも取り組んできたものの、そのような改革には現状の事業モデルを自ら破壊し、再構築するほどの大きな改革が必要であると考えております。

またデジタル化のスピードは、カメラやテレビのデジタル化、自動車における車載機器ソフトウェアの発展に見られるように非常に速く、またその内容も複雑化しており、そこで求められる検証サービスの品質や精度も、業界を自ら立ち上げてきた当社でさえ取り残されかねず、次代の検証ビジネスとして更なる拡大を目指すためにはスピードを伴う改革が必要であると考えております。

そのような改革を積極的に実施していくことは、中長期的な視点からの当社の企業価値の向上のためには必要と考えられるものの、短期的には、当社の売上や利益水準の低下及びキャッシュフローの悪化を招来するおそれも否定できず、これらの積極的なスクラップアンドビルドによる改革が不首尾に終わる可能性もあることを踏まえ、当社が上場会社のままこれらの施策を実施し、少数株主の皆様にもリスクを負担いただくことは適切ではないものと考えております。

これらの点を総合的に勘案し、当社は、本取引により当社がSCSKの完全子会社になることが、当社の企業価値の向上の観点から最善の選択であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することといたしました。また、本公開買付け価格については、()本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じた上で、特別委員会における審議や各アドバイザーからの助言を踏まえ、SCSKとの間で真摯に交渉を重ねた上で合意した価格であること、()大和証券による当社普通株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法の評価レンジを上回っており、類似会社比較法の評価レンジ上限に近似し、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の評価レンジの中央値に近似する数値であること、()本公開買付けへの賛同意

見の表明等について当社取締役会で決議した2019年1月31日の前営業日である2019年1月30日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引終値の4,665円に対して43.62%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの数値（%）について同じです。）、2019年1月30日までの過去1ヶ月間（2018年12月31日から2019年1月30日まで）の普通取引終値の単純平均値4,635円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して44.55%、2019年1月30日までの過去3ヶ月間（2018年10月31日から2019年1月30日まで）の普通取引終値の単純平均値5,221円に対して28.33%、2019年1月30日までの過去6ヶ月間（2018年7月31日から2019年1月30日まで）の普通取引終値の単純平均値4,905円に対して36.60%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、（ ）当社における独立した特別委員会から取得した本答申書においても、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、1)本取引が当社の企業価値向上に資するとの判断の過程及び内容に著しく不合理な点は認められず、本取引は当社の企業価値を向上させるものであって、その目的は合理的であり、2)本取引においては、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされており、3)本取引により当社の少数株主に交付される対価（公開買付け価格を含む。）が妥当であり、4)上記1)乃至3)を踏まえると、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主に不利益なものではないと評価されていること、（ ）当社グループを取り巻く事業環境や今後の業績の見込みなどを踏まえ、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2019年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

上記取締役会決議の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2019年3月19日、SCSKより、本公開買付けの結果について、当社普通株式2,043,536株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2019年3月26日（本公開買付けの決済開始日）付で、SCSKの有する当社普通株式の議決権所有割合は94.76%となり、SCSKは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。このような経緯を経て、当社は、SCSKより、2019年3月27日付で、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。その結果、当社取締役会は、（ ）本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引を実施することが当社の企業価値のより一層の向上に資するものであるとの結論に至っており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（ ）本売渡株式1株につき金6,700円という本売渡対価は、本公開買付け価格と同一の価格であること及び本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主に不利益なものではないと考えられること、（ ）SCSKの本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出されたSCSKの預金残高証明書を確認した結果、2019年1月30日時点でSCSKが本売渡対価の支払のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、SCSKによれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識されていないことから、SCSKによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、（ ）本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（ ）本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日、SCSKからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役8名のうち、清水昌彦氏、市場健二氏及び熊崎龍安氏はSCSKの理事又は執行役員としての地位を有していること、また、井川佳典氏は直近（2017年3月31日）までSCSKの理事であり、奥田善也氏はSCSKからの出向者であるため、両者について構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み利益相反の可能性を排除する観点から、まず、（ ）清水昌彦氏、奥田善也氏、市場健二氏、井川佳典氏及び熊崎龍安氏を除く3名の取締役全員（監査等委員である取締役2名を含みます。）において審議の上、その全員の賛成により上記の決議を行い、その後、当社の取締役会の定足数を確保する観点から、（ ）井川佳典氏及び奥田善也氏を加えた5名の取締役全員（監査等委員である取締役3名を含みます。）において改めて審議の上、その全員の賛成により上記の決議を行うという二段階の手続を経ております。

以 上